

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	事務本館別館西側排水ポンプ（2）点検において、排水用ポンプ操作盤扉蝶番に破損が認められたため、当該扉を修理	D	
2	1号機	原子炉建屋5階燃料交換機遠隔操作室換気空調系空調機軸受部より振動及び異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却海水供給配管ドレン弁の保温材カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
4	2号機	低圧タービン（C）14段抽気管ドレン調整空気駆動弁点検において、制御用空気減圧弁よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	定期事業者検査（クラス2機器供用期間中検査）のうち原子炉格納容器除湿系漏えい検査において、検査要領書の手順に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し、検査を再開	D	
6	3号機	原子炉冷却材浄化系デカントポンプ出口弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全閉でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	4号機	高圧復水ポンプ（B）出口圧力演算器点検において、電源スイッチの動作不良（ガタにより電源が入らない）が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	復水脱塩装置出口流量演算器点検において、電源スイッチの動作不良（スイッチ固着）が認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	主発電機固定子冷却水入口温度調節計点検において、電源スイッチの動作不良（スイッチ固着）が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器ドレンタンクレベル計点検において、レベル計フランジ部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	中央操作室警報設定器試験において、復旧ケーブル端子を誤って隣の計器端子に接触させ計器電源を喪失させたため、対応検討	C	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関付潤滑油ポンプ（C2）点検において、反駆動側軸受（ホワイトメタル）に剥離が認められたため、当該部を交換	D	
13	4号機	高圧復水ポンプ（C）電動機点検において、油切りギャップ測定値に判定値外れが認められたため、当該油切りを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	高圧復水ポンプ（C）電動機点検において、軸受メタルサイドクリアランス（負荷側）測定値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	C	6月19日再審議にてグレード変更 D → C
15	4号機	循環水ポンプ（A）電動機点検において、下部油面計配管に腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
16	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）駆動用ディーゼル機関清水冷却器チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
17	5号機	タービン建屋2階換気空調系排気ダンパ（1631）駆動部点検において、リミットスイッチ切替用ストライカに折損が認められたため、当該ストライカを交換	D	
18	5号機	高圧復水ポンプ（B）部品（ギヤカップリング）手配において、寸法違いの部品の納入で面間寸法に許容値超えが認められたため、対応検討	C	
19	6号機	タービン建屋地階換気空調系スイッチギヤ室空調機（A）のフィルタに目詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
20	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機固定子巻線温度計に指示不良（W相：ダウンスケール）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
21	6号機	タービン建屋スチームドレンサンピット（B）の「サンピットレベル高」の警報発生が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
22	6号機	主タービングラウンドシール蒸気系放射線モニタサンプルポンプに油のにじみが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
23	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器（A）に詰まりが認められたため、当該ろ過器を点検・清掃	D	
24	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉用空気予熱器主バーナの固着が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで